



石労発 0831 第 2 号
令和 8 年 8 月 31 日

石川地方最低賃金審議会
会長 舟橋 秀明 殿

石川労働局長
常盤 剛



石川県特定（産業別）最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 15 条第 2 項の規定に基づき、下記の特
定最低賃金の改正決定について、貴会の調査審議をお願いする。

記

- 1 石川県金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その
他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気
機械器具、産業用電気機械器具製造業最低賃金（平成 20 年石川労働局最低賃金
公示第 5 号）
- 2 石川県自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業最低賃金（平成 20 年石川
労働局最低賃金公示第 6 号）
- 3 石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、
情報通信機械器具製造業最低賃金（平成 20 年石川労働局最低賃金公示第 3 号）